

八戸市工事成績評定評価委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 八戸市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）の適正な運用を図り、及び受注者からの評定の内容に関する説明請求に対し適切に対応するため、八戸市工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 八戸市請負工事成績評定要領（平成28年4月1日実施。以下「評定要領」という。）第8条第2項の規定による説明請求に対する回答に係る意見に関すること。
- (2) その他評定要領に基づく評定の運用に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は委員長及び委員若干名で組織する。

- 2 委員長は、財政部次長を充てる。
- 3 委員は次に掲げる職にある職員を充てる。
 - (1) 財政部契約検査課長
 - (2) 建設部港湾河川課長
 - (3) 建設部道路建設課長
 - (4) 建設部道路維持課長
 - (5) 建設部建築住宅課長
 - (6) 都市整備部駅西区画整理事業所長
 - (7) 都市整備部公園緑地課長
 - (8) 都市整備部下水道事務所下水道建設課長
 - (9) 工事担当課長
 - (10) 財政部契約検査課工事検査グループリーダー

(意見の聴取)

第4条 委員長は、第2条の審議を行うにあたり、意見を聴取するため、評定要領第3条に規定する評定者を委員会に出席させることができる。

(委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、契約検査課が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は平成18年1月25日から実施する。

附 則

この要領は平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成 24 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は令和 5 年 4 月 1 日から実施する。